

平成30年分 所得税と市・県民税の申告をお早めに！

申告受付期間 2月18日(月)～3月15日(金)

お知らせ

市・県民税および所得税の申告相談会を開催します。所得の申告は、市・県民税の課税資料だけではなく、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料等の算定や、所得証明書を交付するために必要な資料となります。所得があるのに申告しなかったり、期間を過ぎてから申告したりすると、所得税に延滞税等が加算される場合があります。

お知らせはがき等を郵送しています

佐賀税務署では、前年に市役所の申告会場を通じて確定申告書を提出した人にお知らせはがき等を郵送しています。確定申告が必要な人にお知らせはがき等が送られていない場合は、佐賀税務署に問い合わせください(市役所からの郵送はしていません)。

所得税の還付申告は1月4日から

所得税の還付を受けるための申告は1月4日(金)から佐賀税務署で受け付けます。還付申告は医療費控除や住宅借入金等特別控除等、すでに納付した税金の返還を受けるための申告です。

確定申告書等作成コーナー

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』を利用ください。このコーナーで作成した申告書をそのまま電子申告(e-Tax)や、A4サイズの普通紙に印刷し、郵送で申告することができます。くわしくは佐賀税務署へ問い合わせください。

e-Taxのメリット

- 自宅やオフィスのパソコンから簡単申告
- 源泉徴収票等の添付書類を省略(5年間は保管が必要です)
- 還付金の支払いが早い(早期に処理され、3週間程度に短縮)
- 確定申告期間は24時間 e-Taxの利用が可能

e-Taxによる申告は、マイナンバーカード方式の他にID・パスワード方式で行うことができるようになりました

<マイナンバーカード方式>

マイナンバーカードとICカードリーダーライターを使用して、e-Taxを行う方法です。



<ID・パスワード方式>

マイナンバーカードとICカードリーダーライターを持っていない人は、平成31年1月からID(利用者識別番号)とパスワード(暗証番号)で、e-Taxを行うことができるようになりました。IDとパスワードは、税務署で本人確認を行った後に発行されます。発行を希望する人は、運転免許証等の本人確認書類を持って、税務署で手続きを行ってください。ただし、この方式はマイナンバーカードおよびICカードリーダーライターが普及するまでの暫定的な対応となります。

◎申告にはマイナンバーが必要です

マイナンバー制度の導入で、平成28年分所得の申告から申告書へのマイナンバーの記載や、本人確認書類等の提示または添付が必要になりました。本人確認の際、マイナンバーカードを持っていない人は、マイナンバーが確認できるもの(通知カード等)と身元確認書類(運転免許証等)で本人確認を行います。

申告相談会場と受付時間

申告の際は、源泉徴収票や収支内訳書等の申告に必要な書類を必ず持参してください。

| 会場 | 受付時間 |
|--------------------|--|
| 佐賀税務署 | 9時～16時 ※土・日・祝日を除く ※2月24日(日)、3月3日(日)は受け付けます |
| 多久市役所 (4階大会議室東) | 9時～16時 ※土・日・祝日を除く ※3月10日(日)は受け付けます |



事業者のみなさんへ

給与支払報告書の提出はお早めに

- 提出期限 1月31日(木)
- 問い合わせ・提出先 税務課 市民税係

平成30年分法定調書の提出をお忘れなく

- 提出期限 1月31日(木)
- 問い合わせ・提出先 佐賀税務署

問い合わせ 税務課 市民税係 ☎75-2126
佐賀税務署 ☎32-7511
市役所申告相談会場 ☎75-2013